

久喜市教育委員会令和８年６月定例会

開催月日 令和８年６月３０日（火曜日）

開催場所 鷲宮行政センター３階 庁議室１・２

開会時刻 午前１０時００分

閉会時刻 午前１０時４３分

久喜市教育委員会令和８年６月定例会議事日程

第 １ 署名委員の指名

第 ２ 前回会議録の承認

第 ３ 教育長報告

ア 令和８年度久喜市一般会計補正予算（第２号）（案）に係る意見聴取について

イ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について

ウ 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について

第 ４ 議事

議案第３５号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について

議案第３６号 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会への諮問の取り下げについて

議案第３７号 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会への諮問について

議案第３８号 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第３９号 久喜市生徒指導推進委員会規則の一部を改正する規則について

議案第４０号 久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部を改正する等の告示について

議案第４１号 久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

第 ５ その他

次回定例会について

配布資料 議案書、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿沼光夫
委員 山中 大吾
委員 渋谷 克美

教育長職務代理者 諸橋 美津子
委員 小野田 真弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野川 和男
教育部副部長 木村 明信
参事兼学校施設課長 甲田 栄二
参事兼指導課長 川島 尚之
参事兼生涯学習課長 山田 知加子
参事兼文化振興課長 齋藤 英行
教育総務課長 白石 雄一
学校給食課長 佐藤 純子
公民館事業推進室長 田中 正行

教育総務課

課長補佐兼係長 相園 浩一
主任 宮道 未央

傍聴者 なし

午前10時00分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆さん、こんにちは。今年は、比較的雨の多い梅雨でございますが、6月早々には台風が接近し、市内全小・中学校、幼稚園が臨時休業となりました。近年の気象変動の影響なのでしょうか、台風の頻発や大型化を招いているようですが、そのたびに子どもたちの登校が困難になります。教育委員会では、最近のこのような状況に対応するため、台風等で児童生徒が登校できない場合は、これまでの臨時休業ではなく、オンライン授業日とする取扱いにすることといたしました。これによりまして、子どもたちの学びが止まらないだけでなく、登校できなくてもオンライン授業に参加した場合は出席扱いとすることが可能となります。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員及び私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定でございます、教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和8年6月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りをいたします。

教育長報告イ及びウ並びに議案第35号につきましては、人事案件であることから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告イ及びウ並びに議案第35号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、宮道主任にお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたし

たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和8年5月21日に開催いたしました令和8年5月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからウの3件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、令和8年度久喜市一般会計補正予算（第2号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 教育長報告ア、令和8年度久喜市一般会計補正予算（第2号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算（案）につきましては、久喜市議会令和8年6月定例会議に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして、5月22日付で市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

内容につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○参事兼学校施設課長（甲田栄二） 学校施設課所管分についてご説明申し上げます。

歳出でございます。予算書14ページをお開きください。5項学校施設整備費、1目学校営繕費、事業名1、学校施設営繕事業のうち学校施設課分、委託料165万円の減額でございます。内容といたしましては、中学校の屋内運動場の断熱化について、工法や断熱効率などを検討するための委託料でございますが、小学校の屋内運動場への空調設備設置と断熱化を前倒しして実施することになり、小学校の設計業務の内容を中学校の断熱化工事の参考とすることとしたため、減額するものでございます。

続きまして、事業名2、学校施設大規模改造事業1,180万1,000円の増額でございま

す。内容といたしましては、現在桜田小学校のバリアフリー対策などを行う第3期となる大規模改造工事を予定しておりますが、別途校舎ベランダの防水改修を実施するため、工事請負費を増額するものでございます。

続きまして、事業名3、学校屋内運動場空調設備整備事業4,620万円の増額でございます。内容といたしましては、小学校の屋内運動場への空調設備の設置を前倒しし、断熱化と併せ、工事を実施するための設計業務委託料でございまして、委託料のうちの前金払分でございます。本業務につきましては、令和8年度から令和9年度にかけて実施を予定しておりまして、前金払の請求がなかった場合は令和9年度に繰り越さなくてはならないため、4ページにございますとおり、繰越明許費を設定しております。また、残額につきましては、5ページにございますとおり、令和9年度分として債務負担行為の補正をしてございます。

以上が学校施設課分の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 指導課所管分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出でございます。予算書14ページをお開きください。1項教育総務費、3目教育指導費、事業名8、教職員研修事業92万4,000円の増額でございます。こちらは、文部科学省から生成AIパイロット校事業の委託を受けまして計上したものでございます。本事業は、教育現場における生成AIを活用した実践事例の創出と、その成果や課題の検証、好事例の普及展開を図ることを目的とするものでございます。研究内容について、指導助言を受ける有識者への謝礼、市内全校を対象とした研修会の指導者への謝礼及び他自治体の生成AIパイロット校の視察、事務局主催の研修会に参加するための旅費を計上しております。

次に、歳入でございます。予算書10ページをお開きください。20款諸収入、5項雑入、3目雑入、4節雑入、16細節教育総務費雑入92万4,000円の増額でございます。委託金として歳出と同額の歳入を増額しております。

以上が指導課所管分の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しましてご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 小学校の屋内運動場の空調設備に関係してですが、設計業務委託料の4,620万円というのは何校分を予定しているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○参事兼学校施設課長（甲田栄二） 小学校全20校分でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、令和9年度までに全小学校に空調設備が入るということでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○参事兼学校施設課長（甲田栄二） 設計業務は、今年度から来年度にかけて 20 校分やるのですが、各学校で今 P C B の老朽化対策で点検工事、キュービクルの改修工事を進めている学校と、今後予定している学校と 2 通りございまして、今実施中の学校が 9 校、今後やる学校が 11 校あるのですが、空調設備は電源工事を伴うものでございまして、その 2 グループに分けて工事の時期をずらさざるを得ません。先行してできる工事を優先し、設計をして、来年度には第 1 グループについて着手します。P C B の回収をしている学校については、回収の状況や完了を待たないと設計が具体的に進まないものですから、設計業務の大元のほうで具体的に詰めていき、第 2 グループとして後発して出します。結果的に令和 10 年度までには全 20 校に設置していくという流れで、今想定して取り組んでいるところでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次に、教育長報告イ及びウ並びに議案第 35 号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 09 分 休 憩

午前 10 時 09 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

次の教育長報告イにつきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては退出をお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 09 分 休 憩

午前 10 時 10 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 次に、イ、久喜市教育委員会事務局職員の人事についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

〔非公開案件につき省略〕

事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 12 分 休 憩

午前 10 時 13 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 次に、ウ、久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

〔非公開案件につき省略〕

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第 4、議事に入ります。

◎議案第 35 号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第 35 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 4 ページを御覧ください。議案第 35 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 16 分 休 憩

午前 10 時 16 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第 36 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 36 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 6 ページを御覧ください。議案第 36 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第 36 号 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会への諮問の取り下げについての提案理由を説明させていただきます。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会への諮問を、別紙のとおり取り下げたいので、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 36 号 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会への諮問の取り下げについてご説明申し上げます。

議案書の 6 ページから 8 ページを御覧ください。本議案は、市内 4 小・中学校の小規模化に伴う統廃合等の検討について、平成 29 年 5 月 24 日に同審議会へ諮問したものうち、久喜市立小林小学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討について、小林小学校だけでなく菖蒲地区小学校 5 校の統合等の検討としたいため、取り下げる旨を同審議会の委員に通知するものでございます。

なお、菖蒲地区の小学校 5 校の統合等の検討に係る新たな諮問につきましては、次の議案第 37 号でご審議いただきます。

説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 36 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会への諮問の取り下げについては、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 37 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 37 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 9 ページを御覧ください。議案第 37 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第 37 号 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会への諮問についての提案理由の説明をさせていただきます。

菖蒲地区小学校の小規模化に伴う統合等の検討について、別紙のとおり久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会へ諮問をしたいので、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 37 号 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会への諮問についてご説明申し上げます。

議案書の 9 ページから 10 ページを御覧ください。菖蒲地区では、児童数が大きく減少しており、既に 5 校のいずれの小学校も適正規模である 12 から 18 学級を満たしていな

い状況であり、今後全ての学校で単学級となることが見込まれております。このことから、先ほどご議決いただいた議案第 36 号の諮問の取り下げと併せまして、菖蒲地区小学校の 5 校の小規模化に伴う統合等の検討について、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会へ諮問を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 37 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 何点かお伺いします。まず、菖蒲地区小学校 5 校の今後の児童数の推移というのはどのように推計しているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 現状でございますが、まず 5 校合わせて 659 人でございます。それが次第に減少しておりまして、今一番遠い将来見込んでいるところが令和 14 年度でございますが、373 人ですので、286 人の減、減少率でいきますと 43.4%の減となる見込みでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今出ました令和 14 年度の 373 人というのは、1 年生から 6 年生までを合計した数字ということでよろしいですか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 1 年生から 6 年生の合計でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 学区等審議会について会議録を見ますと、令和 7 年度と 6 年度はそれぞれ年 1 回で、これは鷺宮西小中学校に関連したものです。適正規模、適正配置につきましては令和 5 年度が最後だったように思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩します。

午前 10 時 21 分 休 憩

午前 10 時 21 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） ご指摘のとおり、令和 6 年度、7 年度につきましては、統合などの適正規模、適正配置の審議は行っていないところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今年度の審議会の予算を見ますと、たしか 3 回分の予算が通っていたかと思うのですが、今年度はどのようなスケジュールで審議会を運営されていくのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 本日ご議決いただいた後は、まず8月上旬に審議会を開催しようと考えております。また、その審議会の流れもあるかもしれませんが、9月には菖蒲地区の住民の方へアンケート調査を行いまして、10月に2回目の審議会、それから地元の説明会を行い、3月に3度目の審議会を予定しているところです。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。菖蒲地区というのは、ご存じのとおり面積も広く、かつ各小学校が地域のシンボリックな存在になっているわけですが、まず通学手段の確保ですね、それと地域の合意形成、こういったところが一番懸念されると思うのですが、この辺に関してはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） まず、通学手段につきましては、距離が遠い場合、今の基準ですと3キロからという基準がありますが、スクールバスを想定しています。また、地域の合意形成につきましては、これまでは統合してから、例えば学校の跡地利用というものも考えて検討していたところですが、まず地元説明会の前に、学校の跡地利用について、庁内である程度方向性を決定した上で、地元説明会の際に説明できるような形を考えているところです。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 統合等についての目標年度というのは想定されているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 統合の方法によりまして、例えば工事期間というのがかなり大きく変わってくると思いますので、目標年度は具体的にはないところですが、例えばこの前の義務教育学校を作った場合、新しい校舎を作る場合ですと、設計工事だけで6年間かかっていますので、工事の手法によって変わってきますが、なるべく早く統合できたらと考えているところですが、その前に答申につきましては、できれば今年度中に答申が出るようにしていきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。よろしくお願いします。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきましたと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会への諮問については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第38号

- 教育長（柿沼光夫）　続きまして、議案第 38 号を上程し、これを議題といたします。
議案書の 11 ページを御覧ください。議案第 38 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（野川和男）　議案第 38 号　久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区
域に関する規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。
久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の一部を別紙のと
おり改正することについて議決を求めるものでございます。
議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。
- 教育長（柿沼光夫）　教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一）　議案第 38 号　久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通
学区域に関する規則の一部を改正する規則についてご説明を申し上げます。
議案書の 11 ページから 13 ページを御覧ください。本議案は、砂原小学校から鷺宮西
小中学校への学校選択制につきまして、申出できる者を砂原小学校への就学予定者に加
えて、砂原小学校に就学している児童の保護者にも拡大するため、同規則第 6 条第 2 項に
ついて記載のとおりに改めるものでございます。
次に、附則でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。
説明は以上でございます。
- 教育長（柿沼光夫）　議案第 38 号について質疑をお受けいたします。
渋谷委員。
- 委員（渋谷克美）　現在、砂原小学校に通っている児童の保護者から相談というのはあつ
たのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫）　教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一）　昨年度、新規で受け付け始めたものですが、砂原小学校に通
っている児童の保護者から、具体的な相談や希望というものはございませんが、前回始め
たときにつきましては、混乱などないように新規の入学生だけということでやっていた
ところです。まだ砂原小学校の人数が少し多いということと、鷺宮西小中学校につきま
しても人数が少ないということもありますので、なるべく多くの方に鷺宮西小中学校に行
ってもらいたいという思いで規則改正の提案をさせていただいたものです。
- 教育長（柿沼光夫）　ほかにございますでしょうか。
小野田委員。
- 委員（小野田真弓）　新旧対照表の旧のほうは、「通学できるものとする」となっていて、
案のほうは、「これを許可することができる」、ここの違いを教えていただければと思いま
す。
- 教育長（柿沼光夫）　教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一）　旧は、「通学できるものとする」で、案が「許可することが
できる」ということで、言葉は変わりますが、最終的には申請をして通えるようになると

いうのは、手続としては同じでございます。ただ、前は「通学できるものとする」ということで、許可までわざわざ書いていなかったのですが、実際は定員オーバーする場合など許可しない場合もありますので、今回はそれを改めて追加したということです。取扱い等は変わっておりません。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 39 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 39 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 14 ページを御覧ください。議案第 39 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第 39 号 久喜市生徒指導推進委員会規則の一部を改正する規則についての提案理由をご説明させていただきます。

久喜市生徒指導推進委員会規則の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 生徒指導推進委員会規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

14 ページを御覧ください。久喜市 P T A 連合会の解散に伴い、委員を「学校の P T A 代表者」から「学校の児童生徒の保護者」に変更するとともに、文言の整理を行うものでございます。久喜市 P T A 連合会の解散に伴う関係条例の整理に関する条例と同日公布を想定しております。

説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 39 号について質疑をお受けいたします。

諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 今市内の各学校で P T A が解散してしまっている学校はあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 実際には休会という学校が 1 校ございます。そのほ

かは、解散といたしますか、形をつくり直して、ボランティア団体というような組織の形に
つくり替えた学校がございます。

○教育長（柿沼光夫） P T Aが解散した学校はありますかという質問です。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） P T Aが解散した学校はありますが、全くなくなっ
ているというよりは、保護者の任意団体、ボランティア団体として活動されているという
状況でございます。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） それは、ボランティアとして立ち上げたような形とい
うことは、やはりそういった団体がないと学校として何か運営に支障をきたすというこ
となのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） P T A、また保護者団体は、あくまでも任意の団体
でいらっしゃいますので、学校側がこうしてくれ、教育委員会が指導するというようなも
のではなく、あくまでも独立性を尊重するものであると考えております。ですので、学校
側の都合というよりは、保護者の団体の皆さんのご意志と考えております。

○教育長（柿沼光夫） P T Aが解散することで学校運営に支障はあるのですかという質問
ですが。

指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 現状、学校は保護者の皆様との連携によって成り立ってい
る部分も多大にありますので、全くなしというのはなかなか難しいところがあるのか
と感じております。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） 支障がある。

○参事兼指導課長（川島尚之） 全くないというのは、なかなか難しいところがあると感じ
ています。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号 久喜市生徒指導推進委員会規則の一部を改正する規則について
は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 40 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 40 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 18 ページを御覧ください。議案第 40 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○**教育部長（野川和男）** 議案第 40 号 久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部を改正する等の告示についての提案理由をご説明させていただきます。

久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱等を別紙のとおり改正等することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** 生涯学習課長。

○**参事兼生涯学習課長（山田知加子）** 議案第 40 号 久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部を改正する等の告示についてご説明いたします。

議案書の 18 ページを御覧ください。本議案は、令和 8 年 5 月 31 日付で久喜市 P T A 連合会が解散したことに伴い、所要の改正及び廃止をするものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明申し上げます。議案書の 21 ページを御覧ください。第 1 条第 1 項中、「P T A 又は保護者会」を「P T A 等」として規定しておりましたが、これを「保護者団体」に改正するものです。

次に、議案書 18 ページにお戻りください。久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会要綱につきましては、事業実施に当たり、現在は委員会を開催する必要がないこと、また久喜市 P T A 連合会育成事業補助金交付要綱につきましては、連合会の解散に伴い不要となることから、それぞれ廃止するものでございます。

最後に、施行期日は公布の日とするものでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第 40 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号 久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部を改正する等の告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 41 号

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第 41 号を上程し、これを議題といたします。

議案第 41 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○**教育部長（野川和男）** 議案第 41 号 久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 議案第 41 号 久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

議案書の 22 ページを御覧ください。本議案は、令和 8 年 5 月 17 日付で久喜市久喜婦人会連合会が解散したことにより、連合会組織がなくなり、個々の婦人会活動となったことから、各婦人会に対する補助金交付要綱となるよう改正するものです。

改正内容につきましては、議案書の 23 ページに記載のとおり、題名、本則及び様式中から連合会の文言を削除するものでございます。

最後に、施行期日は公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 41 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 婦人会連合会が P T A 連合会に続いて解散されたということですが、こういった歴史ある団体というのは、いわば戦後の日本の地域コミュニティの基盤を支えてきた団体ではないかと思います。時代の移り変わりで、こういった団体が縮小、解散されるというのはやむを得ないことだと思うのですが、その一方で、こうしたいわゆる地域コミュニティが衰えてきますと、先ほども学校運営にも支障があるとか、それからもっと広い意味では防災ですとか、地域福祉とか、そういったものが影響を受けてくるのではないかと思うのですが、その点に関して、担当課ではどのように考えているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） このたびの解散は、久喜地区における久喜婦人会と清久婦人会が連合会として活動していたものでした。それぞれがそれぞれの活動に重点を置きましょうということで解散をされました。ですので、それぞれの地域での活動というのはこれまでどおり続けられると考えておりますので、ご心配の地域の活動ということについてはあまり大きな影響はないのではないかと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今のお話ですと、久喜とか清久とか、そういう部分的なところで婦人会活動が残っているということで、そのほかに例えば子ども会活動なども、やはり地区によつてはあるところ、ないところというのがあるかと思います。全体的に高齢化ですとか、人手不足とか、そういった関係で、こういういわゆる社会協力活動というのでしょうか、そういったものが弱体化してきている傾向にあるかと思うのですね。そういったものが担ってきた役割、効果というものがいろいろあると思うのですが、弱体化してくると、やはり行政コストに跳ね返ってくるのではないかと考えられるのですよね。今まで団体がやっていたから役所がやらなくても済んだ部分があるかと思いますが、今後のそういった先を見た考え方、どのようにしていきたいという、そういう展望はあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 大変難しい課題だと考えております。先ほどのPTAもそうですし、婦人会もそうですが、多様性の時代になりながら、様々な生活スタイル、意見がある中で、今までの組織の見直しが必要な時期になってきているのだと考えております。その中で、PTAもそうですが、いま、新しい組織、新しいやり方がどのようなものなのか、つくり替えていく過渡期だと考えておりますので、役所といたしましてもその動向を一緒に考えながら、不足する部分ということが今後の行政課題にはなってくるだろうと思いますので、共に考えながら新たな課題ということについて調査していきたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 今までは、何か事業をやる場合もそういう組織に頼ってきた。それが難しくなってきたということですから、それに代わる別の方法をこれから私たちも検討しないといけないと思います。よろしいですか。
ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第41号 久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。
開催日の案について、事務局よりご説明いたします。
教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。
今回は、令和8年7月24日金曜日、午前10時から、会場は鷺宮行政センター3階庁議室1・2で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は7月24日金曜日、時間は午前10時から、会場は鷺宮行政センター3階庁議室1・2とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午前10時43分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和8年6月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和8年7月27日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 山 中 大 吾